

EPA活用マニュアル



・・・日本チリEPA版・・・



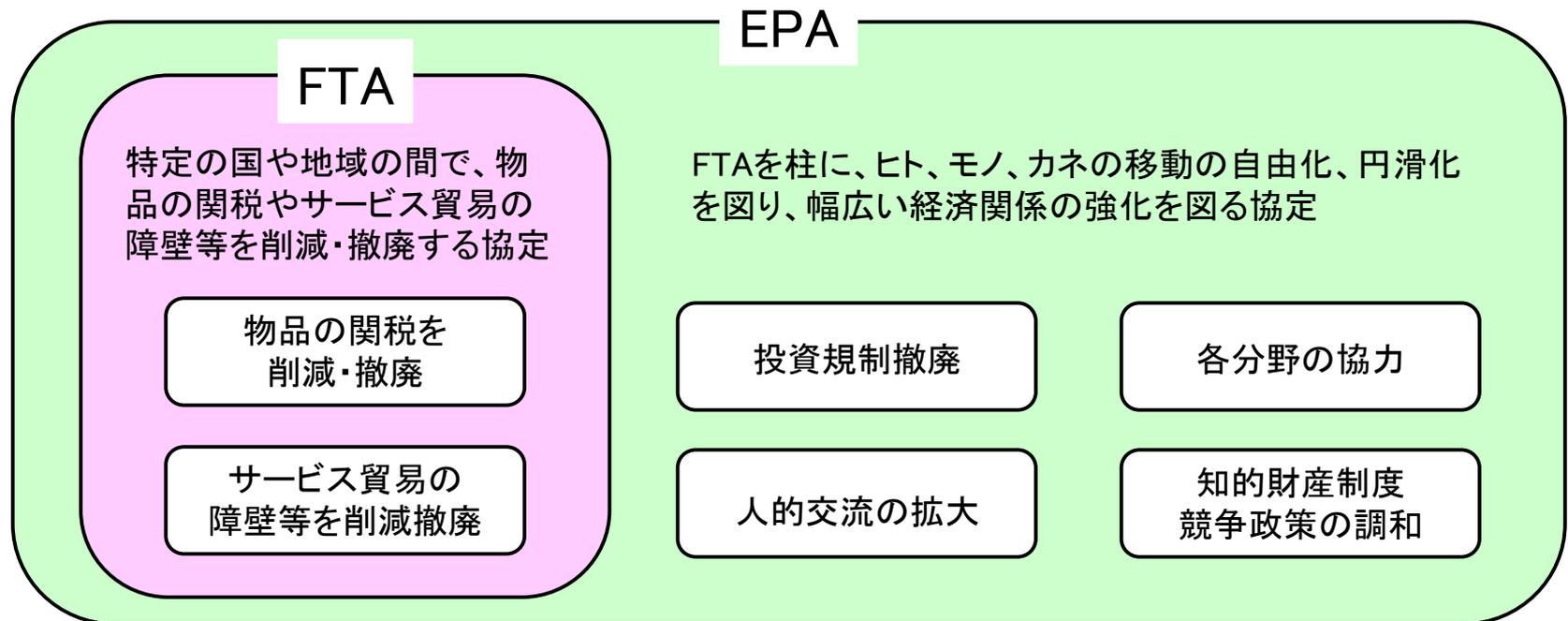
第1部	特惠税率適用までの流れ	02～09頁
第2部	関税率表の見方	10～17頁
第3部	譲許表の見方	18～24頁
第4部	原産地規則とは何か	25～28頁
第5部	原産地証明書の取得	29～33頁
第6部	積送基準、GSPなど	34～37頁

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本チリ経済連携協定は2007年9月3日発効！

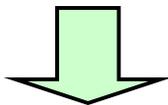
経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



日チリEPAの発効により・・・

- ★ 日本からチリに輸出する物品、およびチリから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
 - 即時撤廃になるもの
 - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
 - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
 - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日チリEPA特恵税率
・・・日チリEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ チリに輸出(またはチリから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

<逆転現象：協定の特恵税率より最恵国(MFN)税率の方が低い(有利)現象を逆転現象という>
日本チリ経済連携協定の特恵税率とMFN税率を調べて、特恵税率がMFN税率より低いことを確認する。MFN関税が特恵関税より低い場合は特定原産地証明書の取得は必要ない。

逆転現象

★逆転現象とは？

同じHSコードで経済連携協定の特恵関税率よりMFN関税率の方が低くなっている現象をいう

★なぜ逆転現象が起きるのか？

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、様々な要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある(協定税率の交渉が一つのプレッシャーになることもあり得る)

★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・撤廃がかなったことになる。また、特定原産地証明書の取得が不要になり、貿易自由化が一步進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定ではMFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN税率を適用する

★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

(注) MFN税率(最恵国待遇税率)とは？

WTO協定税率、WTO譲許税率とも呼ばれる。WTO協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率をいう。その税率が、国定税率より低い場合、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。

EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からチリに輸出・・・チリ側EPA特恵関税率表を確認

チリから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認

将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること

2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

米州機構 Foreign Trade Information System http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では 以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所 「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

米州機構 Foreign Trade Information System http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

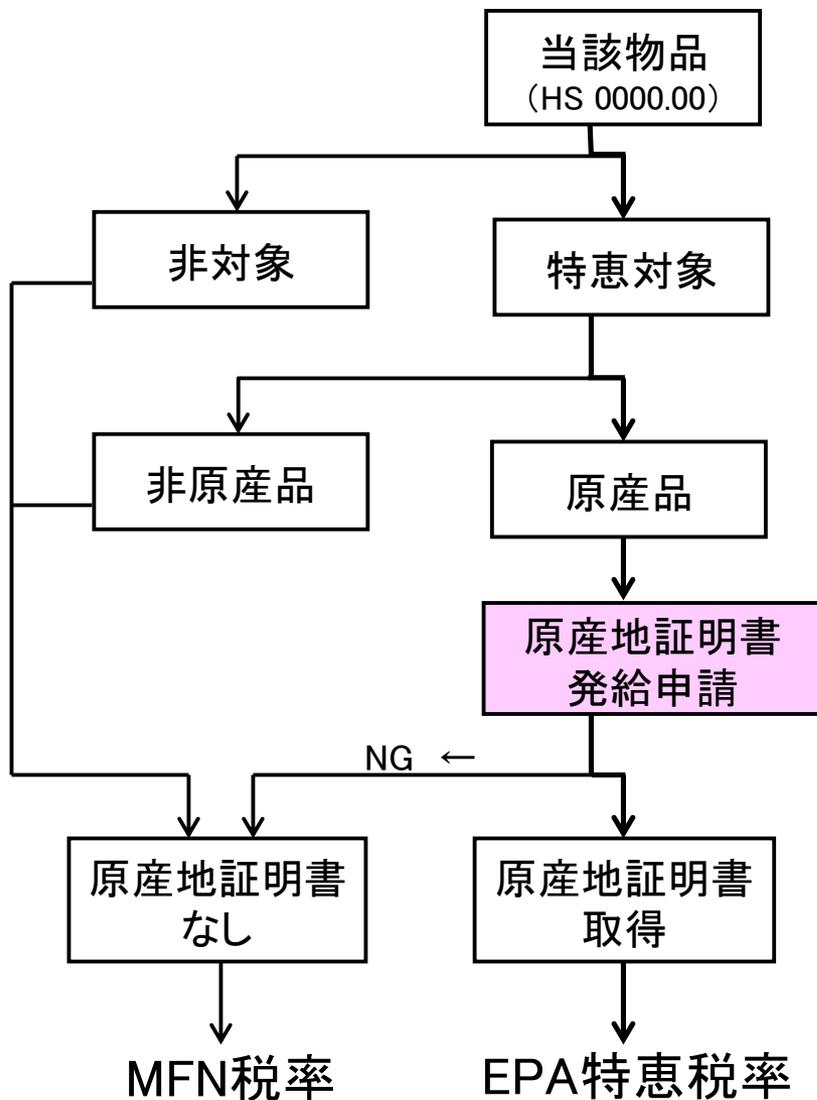
4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

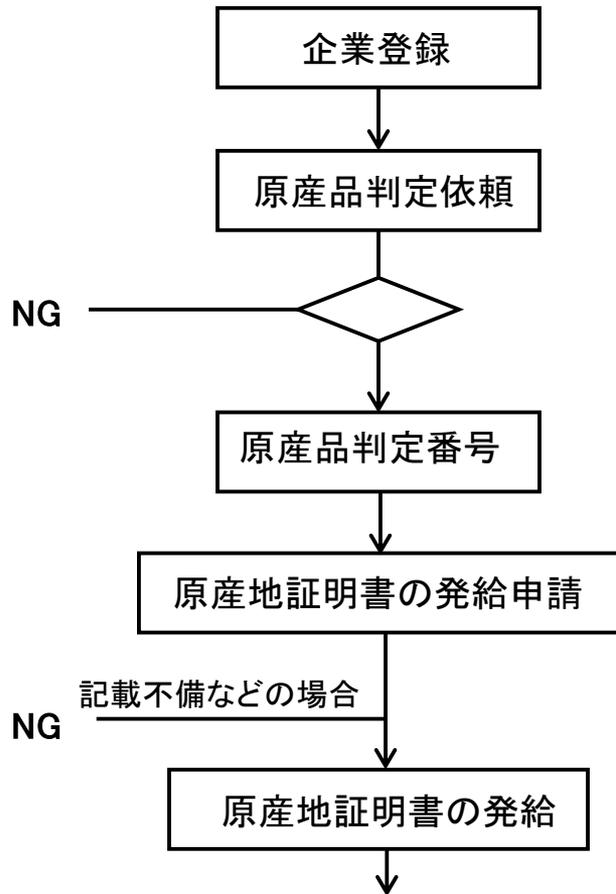
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	チリ側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	チリで

原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
 - HSコードとは・・・すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
 - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
 - 日本の関税率
 - 税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
 - チリなど世界各国の関税率
 - ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(19頁以降参照)
 - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に撤廃
 - 「B」の品目は段階的に毎年引き下げ・・・発効日(2007年9月3日)に最初の引き下げが行われ、その後は日本側は、毎年4月1日、チリ側は毎年1月1日に引き下げられる

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm

「輸入貨物の品目分類事例」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2017年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/
税関「輸出入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf
ジェトロ「事前教示制度:チリ」	https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-150901.html

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

日本の実行関税率表

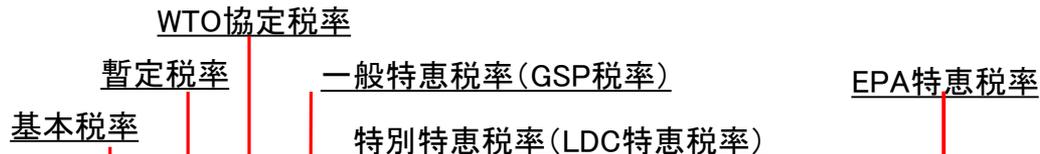
財務省関税局 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率 (EPA適用時) Tariff rate (EPA)														単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スロ Slovenia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の騎走用以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬しむし(虫)のものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税			NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																			NO
010.29	その他のもの																							
100	1 鞍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の騎走用以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬しむし(虫)のものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																			NO
010.20000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010.80000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所: 関税局ウェブサイト

関税の種類(日本の場合)

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)	
一般特惠税率 (GSP税率)	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特惠受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences) 特惠原産地証明書(Form A)が必要	
特別特惠税率 (LDC税率)	特惠受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 (EPA特惠税率)	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 (対:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル)	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所:税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

ジェトロ・ウェブサイトからチリの関税率を調べる

世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出

輸出のコンテンツ一覧

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping | Tracking | Manage | Learn | FedEx Office

WorldTariff®

Global trade. Optimized.
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [ログイン](#)

Need to Register?

Access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas.
Register now or learn more about WorldTariff benefits.

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1 866.268.7602
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave., Suite 300
Memphis, TN 38119

国名、品目 (HSコード) を選択し Submit をクリック

WorldTariffSM HS Number Search

仕向け国輸出先: Chile

品目: 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

品目: 9401 - SEATS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 9402), WHETHER OR NOT CONVERTIBLE INTO BEDS, AND PARTS THEREOF

検索結果:

HS Number	Description	MFN
9401.10.00	Seats of a kind used for motor vehicles	6%
9401.20.00	Seats of a kind used for motor vehicles	6%
9401.30.00	Swivel seats with variable reclining positions	6%
9401.40.00	Seats other than garden seats	6%
9401.51.00	Seats of cane, osier, wicker, rattan, bamboo or other similar materials	6%
9401.59.00	Other seats	6%
9401.61.10	Upholstered: Chairs	6%
9401.61.20	Upholstered: Armchairs	6%
9401.61.30	Upholstered: Sofas	6%
9401.61.90	Upholstered: Other	6%
9401.69.10	Other: Chairs	6%
9401.69.20	Other: Armchairs	6%
9401.69.30	Other: Sofas	6%
9401.69.90	Other: Other	6%

品目別原産地規則

- ① MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
 - ② どの税率を適用しているかが表示される
- MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

Preferential Duties and Taxes for 9401.20.00 Entering Chile

仕向け国輸出先: Chile

品目: 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

品目: 9401 - SEATS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 9402), WHETHER OR NOT CONVERTIBLE INTO BEDS, AND PARTS THEREOF

譲許スケジュール

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	19%	Basis of assessment is duty paid value. Assessed on Duty Paid value plus other taxes, if applicable.

輸入に課されるその他の税

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	6%	MFN
Albania	6%	MFN
Algeria	6%	MFN
Angola	6%	MFN
Antigua and Barbuda	6%	MFN
Israel	6%	MFN
Italy	Free	European Union Free Trade Agreement
Jamaica	6%	MFN
Japan	Free	Japan Chile Economic Partnership Agreement
Jordan	6%	MFN
Kazakhstan	6%	MFN
Kenya	6%	MFN
Kuwait	6%	MFN
Kyrgyzstan	6%	MFN

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

EPA特惠税率は譲許表で調べる

外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/0703.html



日本側譲許表/品目別原産地規則

協定文

和文テキスト(PDF)

付属書1-15(PDF)

英文テキスト

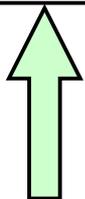


チリ側譲許表/品目別原産地規則

Attachmentsをクリック Annex1

チリ側譲許表の見方英文附属書1の270～437頁

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
Chapter 87	Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof			
87.01	Tractors (other than tractors of heading 87.09).		A	
87.02	Motor vehicles for the transport of ten or more persons, including the driver.			
8702.10	- With compression-ignition internal combustion piston engine (diesel or semi-diesel):			
	-- With a seating capacity of 10 or more seats but not exceeding 15 seats including the driver:		A	
	-- Other:			
	--- Of a cylinder capacity exceeding 2500 cc		A	
	--- Other	6%	B5	
8702.90	- Other		A	



日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認



基準税率
必ずしもMFN税率に一致しない
必ず最新のMFN税率も確認する



撤廃までのスケジュール



注釈21頁参照

当該品目のHSコード(上6桁は世界共通)
輸出実績があれば前回のHSコードを確認
輸出実績がなければ税関に問い合わせる

譲許表4欄(区分)日本側、チリ側共通

4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な 関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n=5,7,10,12,15 初回:協定発効日、次回以降:日本側4月1日 チリ側 1月1日
B12*	第5欄の注釈の条件にて撤廃	日本側第5欄の注釈11の条件(20頁参照) 対象品目:日本側ぶどう酒
P	協定の発効日から不均衡な関税引き下げ により、撤廃	段階的関税引き下げ品目 初回:協定発効日、次回以降:日本4月1日、チリ側1月1日 対象品目:ワッフルおよびウエハー、落花生調製品の一部等
Q	関税割当	対象品目:牛肉、牛のくず肉、豚肉、鶏肉、トマトピューレー・ペースト等
R	協定の発効後、一定期間(3年あるいは5年) を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

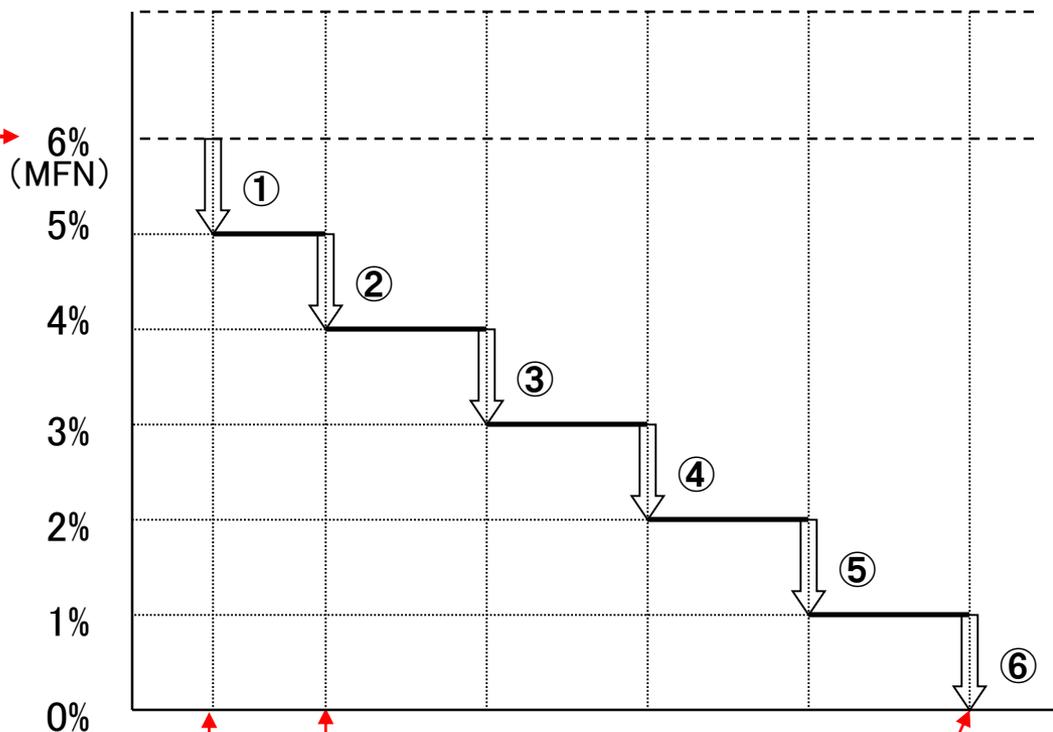
「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) ストロベリー(生鮮のものに限る) HS0810.10
 日本側譲許・・・B5(6回の段階的引き下げによる撤廃)
 MFN税率・・・6%

基準税率6%
 (MFN税率)

X年目の税率の計算

1回目の削減幅
 $6 \div (5+1) = 1.0$
 X年目の税率
 $6 - X \times 1$



2007年9月3日発効

2008年4月1日(チリ側は1月1日)

2012年4月1日撤廃

(注) ほとんどの一般特惠税率は協定発効後EPA特惠関税にとってかわる。(33頁参照)

日本側譲許表5欄(注釈)-1

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
1	関税割当の条件(割当数量:1年目1,300トン、2年目1,950トン、3年目2,600トン、4年目3,250トン、5年目4,000トン) 枠内税率:1年目、2年目は34.6%、3年目、4年目、5年目は30.8% 輸出国管理方式、6年目以降分については5年目に交渉 対象品目:牛肉
2	関税割当の条件(割当数量:1年目32,000トン、2年目38,750トン、3年目45,500トン、4年目52,250トン、5年目60,000トン) 枠内税率:1年目から5年目までの枠内税率 (i) 表2欄に*印の品目のうち、課税価格が53.53円/kg以下のものについては、482円/kg、課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のものについては535.53円/kgと課税価格との差額。課税価格が535.53円を1.022で除して得た額を超えるものについては2.2% (ii) 表2欄に**印の品目のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除した額以下のものについては577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるものについては4.3% (iii) 表2欄に***印の品目については、16.0% 輸出国管理方式、6年目以降分については5年目に交渉 対象品目:豚肉
3	関税割当の条件(割当数量:1年目600トン、2年目637トン、3年目675トン、4年目712トン、5年目750トン) 枠内税率: (i) 表2欄に*印の品目;1年目、2年目は11.5%、3年目-5年目は7.6% (ii) 表2欄**印の品目;1年目、2年目は19.1%、3年目-5年目12.7% 輸出国管理方式、6年目以降分については5年目に交渉 対象品目:牛のくず肉
4	再交渉の時期(協定発効後5年目) 対象品目:オレンジ、あわび等
5	関税割当の条件(割当数量:1年目3,500トン、2年目4,000トン、3年目4,500トン、4年目5,000トン、5年目5,500トン) 枠内税率:1年目、2年目は10.7%、3年目-5年目は8.5% 輸出国管理方式、6年目以降については5年目に交渉 対象品目:鶏肉
6	再交渉の時期(協定発効後3年目) 対象品目:チーズの一部
7	均等な関税引き下げ税率:協定の発効日から行われる基準税率から10.0%までの6回の毎年均等な引き下げにより削減
8	関税割当の条件(割当数量:1年目3,700トン、2年目3,900トン、3年目4,100トン、4年目4,300トン、5年目5,000トン) 枠内税率:無税 輸入国管理方式 6年目以降の合計割当数量は5年目に交渉 対象品目:トマトピューレ・ペースト
9	均等な関税引き下げ税率:協定発効日から行われる基準税率から19.0%までの6回の毎年均等な引き下げによる削減

日本側譲許表5欄(注釈)-2

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
10	均等な関税引き下げ税率:協定発効日から行われる基準税率から17.0%までの6回の毎年均等な引き下げによる削減
11	<p>均等な関税引き下げ税率:対象品目:ボトルワイン</p> <p>1年目協定発効日から13.8%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときまたは1ℓにつき50.25円の従量税率より低い時はそれぞれ当該従量税率)</p> <p>2年目12.7%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いとき又は1ℓにつき33.50円の従量税率より低い時はそれぞれ当該従量税率)</p> <p>3年目11.5%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いとき又は1ℓにつき16.75円の従量税率より低い時はそれぞれ当該従量税率)</p> <p>4年目10.4%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>5年目9.2%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>6年目8.1%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>7年目6.9%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>8年目5.8%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>9年目4.6%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>10年目3.5%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>11年目2.3%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>12年目1.2%(その税率が1ℓにつき125円の従量税率より高いときは当該従量税率)</p> <p>13年目:無税</p>

(注)輸出国管理方式:物資所管省が輸入者の関税割当申請に対し、チリの関税割当証明書を発給する機関が輸出ごとに発給する証明書に基づき、約束数量の範囲内で先着順に割当を行い、関税割当証明書を発給する。

(関税暫定措置法第8条の6第2項)

輸入国管理方式:物資所管省が輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、事前に割当を行い、関税割当証明書を発給する。(関税暫定措置法第8条の6第1項)

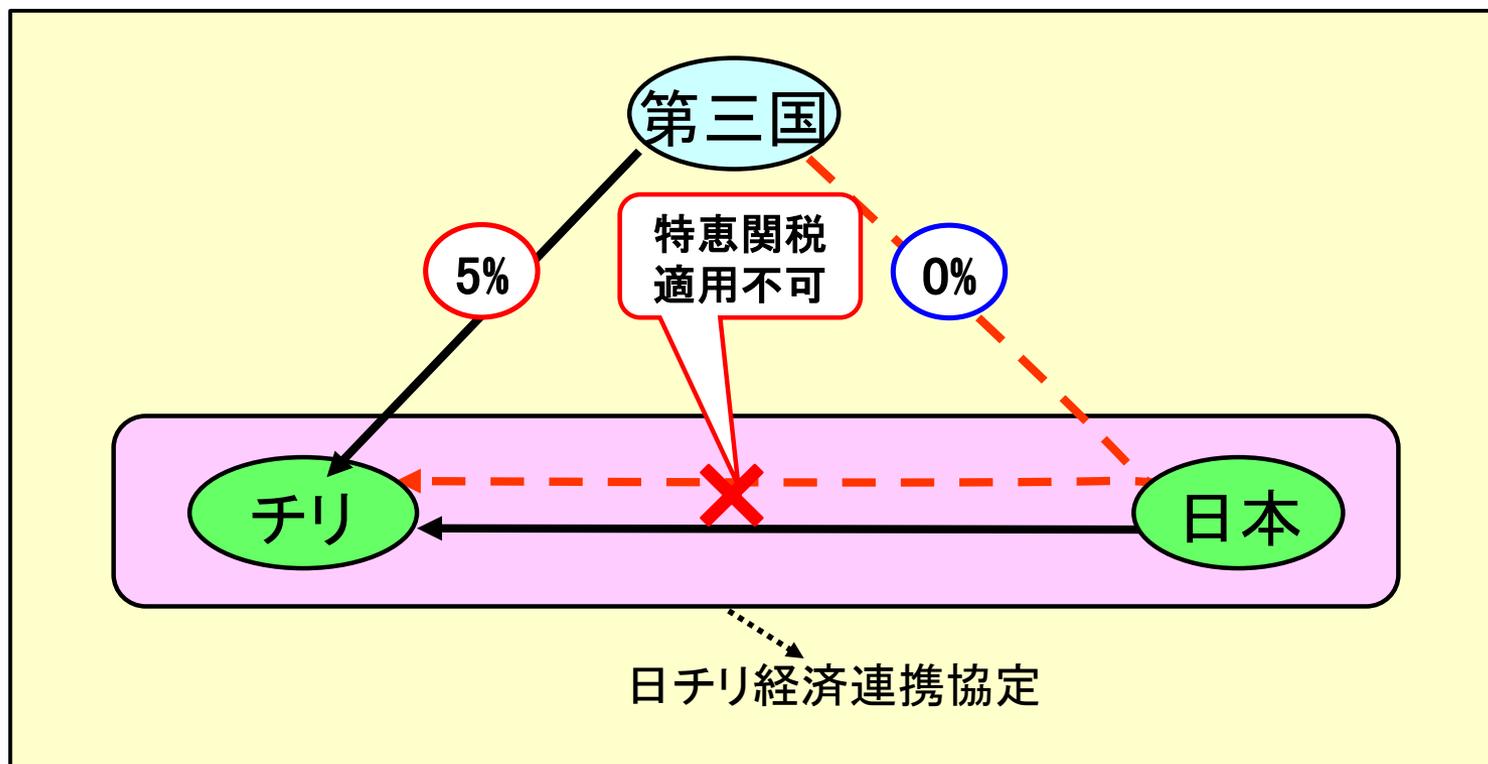
チリ側譲許表5欄(注釈)

5欄	チリの譲許スケジュールに関する注釈
1	関税割当の条件(割当数量:1年目1,300トン、2年目1,950トン、3年目2,600トン、4年目3,250トン、5年目4,000トン) 枠内税率:1年目、2年目は5.4%、3年目-5年目は4.8%、6年目以降については5年目に交渉 対象品目:牛肉
2	関税割当の条件(割当数量:1年目32,000トン、2年目38,750トン、3年目45,500トン、4年目52,250トン、5年目60,000トン) 枠内税率:表2欄*印品は3.0%、**印品は3.6%、6年目以降については5年目に交渉 対象品目:豚肉
3	関税割当の条件(割当数量:1年目600トン、2年目637トン、3年目675トン、4年目712トン、5年目750トン) 枠内税率:1年目、2年目は5.4%、3年目-5年目は3.6%、6年目以降については5年目に交渉 対象品目:牛のくず肉
4	再交渉の時期(協定発効後5年目) 対象品目:鶏肉の一部、鮭や魚の干物や蟹や冷凍カキなどの一部
5	関税割当の条件(割当数量:1年目3,500トン、2年目4,000トン、3年目4,500トン、4年目5,000トン、5年目5,500トン) 枠内税率:1年目、2年目は輸入時MFN税率の9割、3年目-5年目は輸入時MFN税率の7割、6年目以降分については5年目に交渉 対象品目:牛のくず肉
6	再交渉の時期(協定発効後3年目) 対象品目:チーズの一部
7	関税割当の条件(割当数量:1年目3,700トン、2年目3,900トン、3年目4,100トン、4年目4,300トン、5年目5,000トン) 枠内税率:無税、6年目以降分は5年目に交渉 対象品目:トマトジュース・ピューレ
8	均等な関税引き下げ税率:協定の発効日から行われる基準税率から4.8%までの6回の毎年均等な引き下げにより削減 対象品目:落花生

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本チリ経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からチリに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



原産品判定基準(1)

原産地規則を満たしている商品は「原産品」であり、次のいずれかの商品は、商品の締約国「原産品」である

(1) 完全生産品

当該締約国の領域において得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される商品

(注) 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される商品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 付加価値基準

(3)-2 関税分類変更基準

(3)-3 加工工程基準

原産品であることを判定する主な基準

輸出産品が原産品であるか否かの基準（原産地規則）は、品目ごとに各経済連携協定に定められている。具体的にはHSコードを特定し、利用する経済連携協定の品目別規則（日本チリ経済連携協定の場合、附属書2）に規定されている対象輸出産品に要求する原産地規則を調べる。原産地証明書は、輸出産品がこの基準を満たしていることを審査し、基準を満たしていれば発給される

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める 実質的変更基準 を満たすものであって、3つの実質的変更基準がある	鉱工業品 日チリ経済連携協定では、鉱工業品の場合、関税分類変更基準のみ、或いは、付加価値基準、関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的（詳細は附属書2 品目別規則参照）
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上となる場合に、原産品とする	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工が行われたことをもって原産品とする	
			化学工業品、プラスチック・ゴム製品 繊維製品： 日チリ経済連携協定では、裁断／編立＋縫製／組立てが必要（2工程ルール）

（出所）経済産業省原産地証明書監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

原産地規則(附属書2の見方)

関税分類変更基準

付加価値基準

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部品及び附属品

8701	<p>第8701項の産品へ他の項の材料からの変更又は、</p>
	<p>原産資格割合が45%以上(控除方式を用いる場合)若しくは30%以上(積み上げ方式を用いる場合)であること(第8701項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
8702-8704	<p>原産資格割合が45%以上であること(控除方式を用いる場合)若しくは30%以上(積み上げ方式を用いる場合)であること(第8702項から第8704項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
8705-8716	<p>第8702項から第8704項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が45%以上であること(控除方式を用いる場合)若しくは30%以上(積み上げ方式を用いる場合)であること(第8705項から第8716項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>

8701(トラクター)は関税分類変更基準または付加価値基準のいずれかを満たしていれば原産品である。
8702(10人以上輸送用の自動車)は付加価値基準を満たしていれば原産品である

原産地規則を満たしていることを証明する原産地証明書

- ★ 発給機関: (日本側) 日本商工会議所
(チリ側) 外務省国際経済関係総局
The General Directorate of International Economic
Affairs of the Ministry of Foreign Affairs
⇒ 工業製品はチリ工業連盟(SOFOFA)、
一次産品は全国商業会議所(Camara Nacional de Comercio)
- ★ 提出時期: 輸入申告時
- ★ 有効期間: 1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス: 受け入れ可
- ★ 遡及発給: あり
- ★ 再発給: あり
- ★ 一般特惠(GSP)の原産地証明書(Form A)の代用は不可
- ★ 1,000USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合
(日本: 20万円)には、提出を要しない

出所: 日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

企業登録申請に必要なデータ

<企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

<個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
 - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
 - ①付加価値基準
 - ②関税分類変更基準
 - ③加工工程基準
 - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き)より一部抜粋)

原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- (1) 発給申請者に係る情報：企業名、住所、電話番号等
- (2) 輸入者に係る情報
- (3) 原産品判定番号
- (4) 貨物運送詳細：積込日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)
- (5) 仕入書(インボイス)記載事項:
品名、数量・単位、仕入書番号(Invoice Number)、仕入書日付(Invoice Date)、Marks and numbers、Number and kind of package、仕入書作成者名(英文)、仕入書作成者住所(英文)
- (6) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

一般特惠(GSP)税率適用品目の扱い

GSP税率適用対象品目ほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、当該品目は日チリ特惠原産規則における原産地証明書が必要になる

GSP原産地規則における原産地証明書



日チリ特惠原産地規則における原産地証明書

チリ側関連情報

チリ工業連盟(SOFOFA)

<http://web.sofofa.cl/comercio-exterior/certificacion-de-origen/>

SOFOFA

INICIO | ¿QUIÉNES SOMOS? | AGENDA DE EVENTOS | SALA DE PRENSA | PREGUNTAS FRECUENTES | CONTACTO

Síguenos

ASUNTOS REGULATORIOS | ECONOMÍA E INDUSTRIA | **COMERCIO EXTERIOR** | RESPONSABILIDAD SOCIAL | INNOVACIÓN Y EMPRENDIMIENTO | PROGRAMA FDE | ABAC CHILE

Inicio / Comercio Exterior / Certificación de Origen

Comercio Exterior

- Certificación de Origen
 - Servicios en Línea
 - Entidades Certificadoras
 - Formularios
 - Normas de Origen
 - Nomenclaturas
 - Guía para Certificados de Origen
 - Circulares
- Tratados y Acuerdos Comerciales
 - Tratados de Libre Comercio de Chile
 - Acuerdos de Asociación
 - Acuerdos de Complementación
 - Otros Tipos de Acuerdo
 - Negociaciones Actuales
- Información Comercial
 - Informe Comercio Exterior
 - Intercambios Comerciales
- Feiras y Contactos
 - Feiras y Misiones
 - Contactos de Negocios
- Links de Interés

Certificación de Origen

Importante

Señor Exportador:

Tenemos el agrado de dirigirnos a usted, con el objeto de informarle, que a **partir del día miércoles 01 de junio de 2011**, la Dirección General de Relaciones Económicas Internacionales del Ministerio de Relaciones Exteriores - DIRECON ha comenzado a emitir sus Boletas por la emisión de los Certificados de origen para la Unión Europea, EFTA y China, en las oficinas de SOFOFA, ubicadas a lo largo del todo el país.

Lo anterior significa, que SOFOFA ya no emitirá el Comprobante de Recaudación que se entregaba al momento del retiro del Certificado de origen.

Qué es y para qué sirve el Certificado de Origen

El documento "Certificado de Origen" tiene como principal objetivo acreditar el origen nacional de un producto que se destina a la exportación, de acuerdo con las Normas de Origen pactadas en los respectivos Acuerdos Comerciales.

Conforme a lo anterior y por la inserción de Chile en los mercados internacionales a través de la firma de los convenios suscritos en el marco de ALADI (Acuerdos de Alcance Regional -PAR-, Acuerdos de Complementación Económica -ACE- y del Acuerdo de Alcance Parcial suscrito con India) y los Tratados de Libre Comercio con Canadá, México, Centroamérica (en la actualidad se encuentran vigentes los Protocolos de Costa Rica, El Salvador, Honduras y Guatemala), Unión Europea, Corea, EFTA, Estados Unidos, P-4, China, Japón, Australia y Panamá, este documento es fundamental para los efectos de acogerse a las preferencias arancelarias que se han alcanzado.

Además, como nación considerada en vía de desarrollo, los productos originarios de nuestro país son beneficiados con el mecanismo denominado Sistema Generalizado de Preferencias SGP, otorgado por países de economías desarrolladas.

Para lograr acogerse a las preferencias arancelarias obtenidas, ya sea por negociaciones bilaterales o beneficios arancelarios del SGP y de acuerdo con las disposiciones internacionales emanadas de los mismos tratados vigentes, deberá acreditarse el origen de las mercancías exportadas mediante un Certificado de Origen suscrito por alguna repartición oficial o entidad gremial con personalidad jurídica, habilitada por el gobierno del país exportador.

Están excentuados de este trámite las exportaciones acordadas a los Tratados de Libre

Agenda de Eventos

- Seminario Distribución y Logística

Destacados

- Certificación de origen
- Memoria 2011-2012
- Informe Comercio Exterior

チリ外務省国際関係総局

<https://www.direcon.gob.cl/2007/09/japon-consolida-interes-en-bonos-de-carbono-de-chile/>

DIRECON
Ministerio de Relaciones Exteriores
Gobierno de Chile

Dirección General de Relaciones Económicas Internacionales

DIRECON » RELACIONES BILATERALES » ORGANISMOS MULTILATERALES » PROCHILE » ESTUDIOS Y DOCUMENTOS

Japón consolida interés en bonos de carbono de Chile

05 septiembre, 2007

De acuerdo al ranking especializado de Point Carbon, Chile es el país mejor evaluado para ejecutar proyectos de Mecanismo de Desarrollo Limpio (MDL) en Latinoamérica y nuestro nuevo socio comercial, Japón, ya lo ha comprobado.

En el marco de la Semana de Chile en Japón organizada por ProChile, hoy se llevó a cabo el Seminario "Mercado del Carbono: Oportunidades de Inversión en Chile" con la asistencia de más de 80 representantes de empresas niponas como Mitsubishi, Natsource y Nippon Hoso Kyokai, entre otras. La actividad fue coordinada conjuntamente por el Japan Institute for Overseas Investment (JIO) y el Japan Bank for International Cooperation (JBIC) con el que ProChile, Conama y Sofofa suscribieron, el 2004, un Acuerdo de Colaboración con la finalidad de establecer una fluida comunicación que facilitara las potenciales transacciones de proyectos MDL.

En la oportunidad, expusieron la gerente de Calidad y Medioambiente de ProChile, Paola Conca (se adjunta presentación); Luis Costa, de Poch Ambiental S.A.; Jorge Urrutia, de Manager Unfolding; Jaime Parada, de Deuman S.A.; Sergio Guzmán, de Vial y Palma Abogados; y la Directora de ProChile, Alicia Frohmann, quien destacó la relevancia de abordar estas materias en el marco del posicionamiento de marca Chile, "lo que permitirá acortar las distancias geográficas que hoy separan a ambos países".

Entre las alternativas establecidas por el Protocolo de Kyoto para reducir las emisiones está el MDL, que permite que países desarrollados puedan comprar reducciones realizadas en países en vías de desarrollo, como el caso chileno. En este escenario, empresas chilenas que reducen sus emisiones pueden vender esa disminución a países desarrollados,

特定原産地証明書発給申請マニュアル

申請先は日本商工会議所

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、オーストラリア、スイス、タイ、チリ、
フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、
メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日
日オーストラリア協定	2015年 1月 15日

平成27年10月

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室 監修

日本商工会議所

特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- ・日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- ・EPA全般に関するお問合せ（ビジネス相談含む）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- ・特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL：022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所 (金沢商工会議所内)	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL：078-303-5806
	○	岡山事務所 (岡山商工会議所内)	TEL：086-232-2266
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL：092-441-1114
○	○	北九州事務所 (北九州商工会議所内)	TEL：093-541-0185

<EPA関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL：03-3501-0539
---------------------------	------------------

関連マニュアル等

原産地規則の概要 財務省関税局業務課編

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chile/setsumeikai_gensanchi.pdf

日本・チリ経済連携協定(概要) 経済産業省作成資料

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/chile/070903aboutJ_Chile_EPA.pdf

日チリ経済連携協定における 原産地規則の留意点



平成19年11月

(平成20年7月、平成23年7月：一部改訂)

財務省関税局業務課

1

日本・チリ経済連携協定について



平成19年9月

 経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載